
「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

日証協 平 22. 12. 14

本協会では、本年 12 月 14 日の自主規制会議において、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正を行った。

当該規則については、本年 4 月の改正の際に、「未公開株式の投資勧誘の禁止」の観点から、「適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等及び新株予約権証券」について、顧客への勧誘可能証券から除外したところである。

しかし、現行規則では適格外国金融商品市場への上場が予定されている外国株券等の、上場後の取引についても、上場前の勧誘が行えないこととなっていることから、当該外国株券等の上場前の勧誘について、投資家保護の観点から一定の条件を付したうえで可能となるよう当該規則の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 22 年 12 月 14 日から施行されている。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 12 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）については、本年 4 月 1 日付の改正の際に、「未公開株式の投資勧誘の禁止」の観点から、「適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等及び新株予約権証券」について、顧客（適格機関投資家及び外国証券規則第 7 条第 5 項に定める事業会社等を除く。）への勧誘可能証券から除外することとし、外国証券規則第 7 条第 1 項第 1 号の改正を行ったところである。

しかしながら、現行規則では、適格外国金融商品市場への上場を予定している外国株券等の上場後の取引について、上場前の勧誘が行えないこととなっていることから、当該外国株券等の上場前の勧誘が可能となるよう、外国証券規則の一部改正を行うこととする。

2．改正の骨子

- (1) 外国証券規則第 7 条第 1 項第 1 号に「適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等及び外国新株予約権証券」を加えるとともに、「取引が予定されている」とする要件として「当該適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格外国金融商品市場又は当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されており、かつ当該証券の募集又は売出し価格が決定されているもの又は当該証券の取引の基準となる価格が当該適格外国金融商品市場において公表されているもの」を加える。
- (2) その他所要の整備を図る。

3．施行の時期

この改正は、平成 22 年 12 月 14 日から施行する。

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

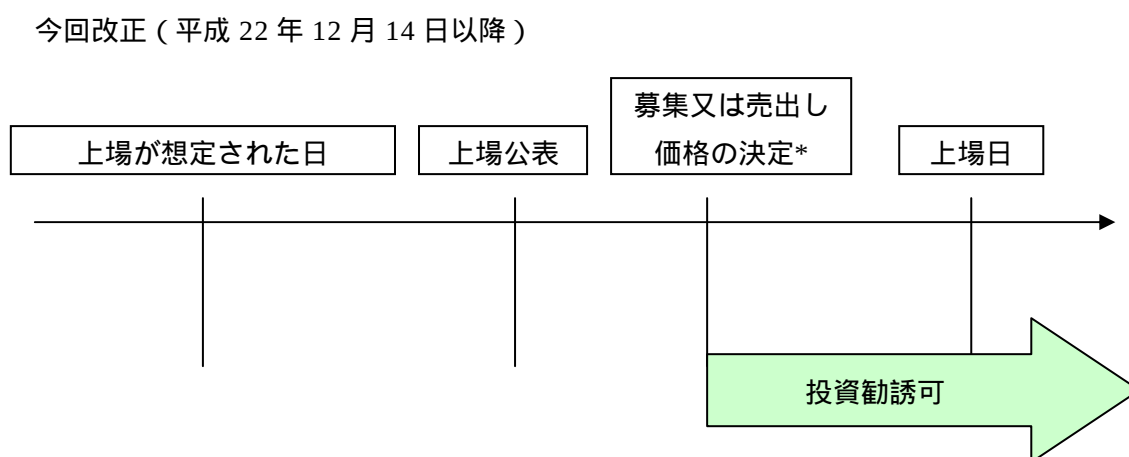
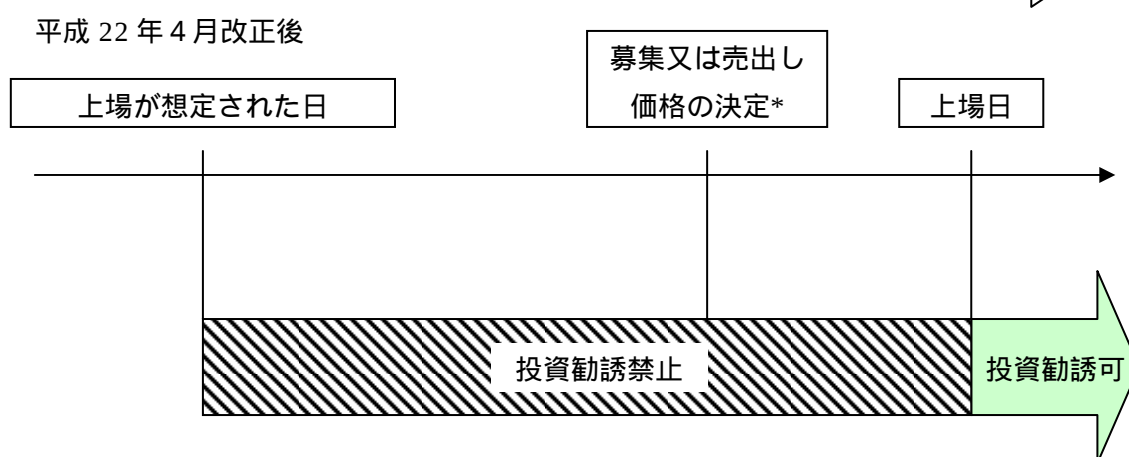
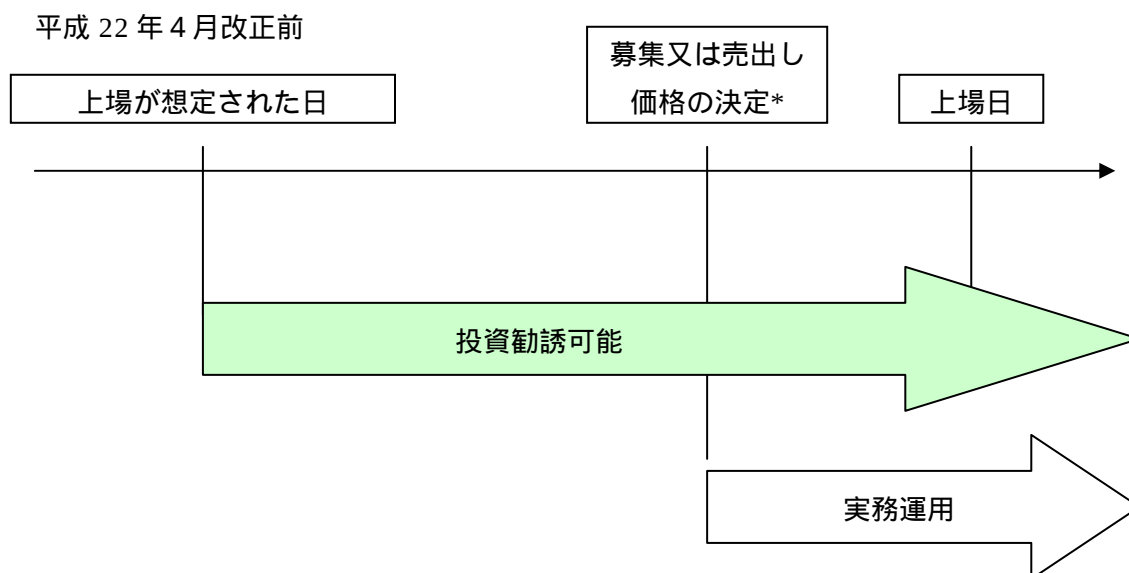
平成 22 年 12 月 14 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
外国証券の取引に関する規則	外国証券の取引に関する規則
第 2 章 既に発行された外国証券の勧誘等	第 2 章 既に発行された外国証券の勧誘等
(対象証券)	(対象証券)
第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第 5 項に定める事業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号口及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。	第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第 5 項に定める事業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号口及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。
1 協会員が第 4 項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、 <u>適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券（当該適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格外国金融商品市場又は当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されており、かつ当該証券の募集又は売出し価格が決定されているもの又は当該証券の取引の基準となる価格が当該適格外国金融商品市場において公表されているものに限る。）</u> 並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券	1 協会員が第 4 項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、 <u>適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国債券並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券</u>
2	2
（現行どおり）	（省 略）
5	5

新	旧
第4章 外国株券等の国内公募の引受等 (継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い) 第31条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類(金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。)の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第27条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第27条から前条に定める取扱いを停止することができる。 1 、 (現行どおり) 4 第5章 雑 則 (売買状況等の報告等) 第32条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならない。 2 (現行どおり) 3 協会員は、金商法施行令第1条の8の4第4号に規定する取引を行った場合は、同号及び定義府令第13条の7第10項に規定する事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第3号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。 4 、 (現行どおり) 6 付 則 この改正は、平成22年12月14日から施行する。	第4章 外国株券等の国内公募の引受等 (継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い) 第31条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類(金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。)の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第28条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第28条から前条に定める取扱いを停止することができる。 1 、 (省 略) 4 第5章 雑 則 (売買状況等の報告等) 第32条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならない。 2 (省 略) 3 協会員は、金商法施行令第1条の8の4第4号に規定する取引を行った場合は、同号及び定義府令第13条の7第10項に規定する事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。 4 、 (省 略) 6

以 上

外国株式の上場初日以降の取引に係る事前の投資勧誘について



* 「募集又は売出し価格の決定」とは、募集又は売出しを行う際の一本の価格が最終的に決定していることを指す。